

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

被処分者は、2024 年 6 月 19 日（水）23 時ごろ、宴席での飲酒後、自家用車を運転し自宅近くのコンビニエンスストアへ向かう途中、消火栓に衝突する物損事故を起こし、札幌方面豊平警察署に検挙された。

その後、酒気帯び運転（呼気中アルコール濃度 0.39 mg/l）による道路交通法違反によって同年 10 月 31 日付けで起訴され、同年 11 月 6 日付けで罰金 30 万円の略式命令を受けた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第 33 条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

2024 年 11 月 19 日（火）

3 被処分者および処分内容等

下水道河川局 一般職 男性 30 歳代 停職 6 月